

## 陳情の取扱いについて

受理した陳情は、公平に審査していますが、内容的に議会における審査になじまないものもあります。このため、例外的な取扱いとして議会での審査を除外できる基準を設けています。

この基準に該当する陳情は、議会運営委員会で審査除外するか協議します。協議の結果、審査除外と決定して所管の委員会へ付託しないとしたものについては机上配布とします。

審査除外の取扱基準は、次のとおりです。

### 【陳情の取扱基準】

- 1 法令違反、違反行為を求めるもの等公の秩序に反するもの
- 2 個人、団体等を誹謗・中傷し、その名誉を毀損し、又は信用を失墜させる恐れがあるもの
- 3 訴訟又は行政不服審査などで係争中のもの
- 4 町職員等に対して、懲戒、分限等の処分を求めるもの
- 5 既に願意が達成されているもの、又は実現の見通しが明らかなもの
- 6 その他議会の審査になじまないと判断したもの